

## 一般社団法人日本観光研究学会 アドバイザー規程

### (目的)

第1条 一般社団法人日本観光研究学会は、本学会の運営に関する重要な事項に関して助言を得るため、アドバイザーを設置することとし、その構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (アドバイザー)

第2条 アドバイザーは、観光研究および本学会運営に関して広くかつ高い見識を有するものを理事会が選出する。

- 2 アドバイザーの人数は5名程度とする。
- 3 アドバイザーの任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 アドバイザーは、本学会の理事および監事を兼ねることができない。

### (アドバイザー会議)

第3条 アドバイザー会議は、アドバイザーおよび会長、監事をもって構成する。

- 2 アドバイザー会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 アドバイザー会議は、年1回程度開催する。
- 4 アドバイザー会議は、本学会の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に応じて助言または提言をすることができる。
- 5 アドバイザー会議には、理事、および理事長が指名した理事以外のものがオブザーバーとして出席することができる。

### (庶務)

第4条 アドバイザー会議の庶務は、総務委員会が行う。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。